

少年法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案に関する意見募集の結果について

令和3年12月24日  
法 務 省

令和3年9月27日から同年10月26日まで、少年法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案に関して、意見募集を実施したところ、当該政令案に関する御意見を1件いただきました（このほか、当該政令案に関するものではない御意見を2件いただきました。）。

いただいた御意見の概要と、御意見に対する考え方は、以下のとおりです。

当該政令案は、内容に変更をもたらさない修正として、政令の題名の修正を行い、「国際受刑者移送法施行令等の一部を改正する政令」として本日公布されました。

御協力ありがとうございました。

御意見の概要	御意見に対する考え方
「記録の保存期間を新たに3年と定める」とあるが、3年の根拠は何か。	御指摘の収容中の特定保護観察処分少年に関する地方更生保護委員会の審理及び決定の記録の保存期間については、当該審理に係る保護処分の執行が終了するまでの期間、その記録を保存する必要があるところ、特定保護観察処分少年に係る保護処分の執行が終了するまでの期間は、最長でも3年であることから、保存期間を3年としたものです。